

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第27号**

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙売りさばき手数料) 第9条 略 2 前項の手数料の額は、証紙面記載の金額に<u>100分の2.16</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(証紙売りさばき手数料) 第9条 略 2 前項の手数料の額は、証紙面記載の金額に<u>100分の2.1</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。